

公 告

分任契約担当官
自衛隊福岡地方協力本部長
久 田 茂 将

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 競争に付する事項、競争入札の日時及び場所

Aグループ

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部で使用する電気 (再生可能エネルギー比率100%)	仕様書のとおり	福岡地方協力本部	令和8年4月1日(水)0000～令和9年3月31日(水)2400	令和8年2月17日(火)1400	福岡地本2階応接室
(2) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%)				令和8年2月17日(火)1410	福岡地本2階応接室
(3) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%)				令和8年2月17日(火)1420	福岡地本2階応接室
(4) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%)				令和8年2月17日(火)1430	福岡地本2階応接室

Bグループ

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率100%)	仕様書のとおり	飯塚地域事務所	令和8年4月1日(水)0000～令和9年3月31日(水)2400	令和8年2月17日(火)1400	福岡地本2階応接室
(2) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%)				令和8年2月17日(火)1410	福岡地本2階応接室
(3) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%)				令和8年2月17日(火)1420	福岡地本2階応接室
(4) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%)				令和8年2月17日(火)1430	福岡地本2階応接室

Cグループ

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡募集案内所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率100%)	仕様書のとおり	福岡募集案内所	令和8年4月1日(水)0000～令和9年3月31日(水)2400	令和8年2月17日(火)1400	福岡地本2階応接室
(2) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡募集案内所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%)				令和8年2月17日(火)1410	福岡地本2階応接室
(3) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡募集案内所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%)				令和8年2月17日(火)1420	福岡地本2階応接室
(4) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡募集案内所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%)				令和8年2月17日(火)1430	福岡地本2階応接室

Dグループ

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡西募 集案内所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率100%)	仕様書の とおり	福岡西 募集案 内所	令和8年 4月1日 (水) 0000～ 令和9年 3月31日 (水) 2400	令和8年2月17日 (火) 1400	福岡地本 2階応接室
(2) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡西募 集案内所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%)				令和8年2月17日 (火) 1410	福岡地本 2階応接室
(3) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡西募 集案内所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%)				令和8年2月17日 (火) 1420	福岡地本 2階応接室
(4) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡西募 集案内所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%)				令和8年2月17日 (火) 1430	福岡地本 2階応接室

Eグループ

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部久留米地 域事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率100%)	仕様書の とおり	久留米 地域事 務所	令和8年 4月1日 (水) 0000～ 令和9年 3月31日 (水) 2400	令和8年2月17日 (火) 1400	福岡地本 2階応接室
(2) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部久留米地 域事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%)				令和8年2月17日 (火) 1410	福岡地本 2階応接室
(3) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部久留米地 域事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%)				令和8年2月17日 (火) 1420	福岡地本 2階応接室
(4) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部久留米地 域事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%)				令和8年2月17日 (火) 1430	福岡地本 2階応接室

Fグループ

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部柳川地域 事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率100%)	仕様書の とおり	柳川地 域事務 所	令和8年 4月1日 (水) 0000～ 令和9年 3月31日 (水) 2400	令和8年2月17日 (火) 1400	福岡地本 2階応接室
(2) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部柳川地域 事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%)				令和8年2月17日 (火) 1410	福岡地本 2階応接室
(3) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部柳川地域 事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%)				令和8年2月17日 (火) 1420	福岡地本 2階応接室
(4) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部柳川地域 事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%)				令和8年2月17日 (火) 1430	福岡地本 2階応接室

Gグループ

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部大牟田地 域事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率100%)	仕様書の とおり	大牟田 地域事 務所	令和8年 4月1日 (水) 0000～ 令和9年 3月31日 (水) 2400	令和8年2月17日 (火) 1400	福岡地本 2階応接室
(2) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部大牟田地 域事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%)				令和8年2月17日 (火) 1410	福岡地本 2階応接室
(3) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部大牟田地 域事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%)				令和8年2月17日 (火) 1420	福岡地本 2階応接室
(4) 令和8年度自衛隊福岡地方協力本部大牟田地 域事務所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%)				令和8年2月17日 (火) 1430	福岡地本 2階応接室

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

契約条項及び入札等参加者心得については、自衛隊福岡地方協力本部会計班、西部方面隊ホームページに掲示

4 説明会及び入札執行の日時場所

(1) 説明会日時場所：実施しない

(2) 入札実施要領

ア 再エネ比率100%で応札をできる者がいる場合各グループ（1）の入札を実施する。

イ 各グループ（1）の入札において落札者がいなかった場合、あるいは応札者が無かった場合は各グループ（2）の入札を実施する。同様に各グループ（3）及び各グループ（4）を実施する。各グループにおいて落札に至った場合は、以降の入札はすべて実施しない。

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。

ウ 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」で九州・沖縄地域のA、B、C、D等級の格付けされている者であること。

エ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

キ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

ク 「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、仕様書に示した再生可能エネルギー比率を満たす者であること。

ケ 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札適合条件を満たす者であること。

(2) 入札方法

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ官側が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。なお、落札決定（同価の場合は、くじ引きにより決定）に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(3) 落札方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この際、入札書に記載された年間の予定総価をもって判断する。

(4) 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。また、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、履行予定日及び数量が予定されていない場合「(予定数量－履行済数量)×単価」の総額の100分の10以上を、また、履行予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「履行予定数量×単価」の総額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(5) 入札の無効

- ア (1) に示す入札参加資格のない者が行った入札。
- イ 入札金額、入札者氏名が判明し難い者の入札。
- ウ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。
- エ 電信・電話・FAX等による入札。
- オ その他入札に関する条件に違反した入札。

(6) 契約書作成の要否

- ア 電気需給契約書
- イ 適用する特別条項
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」

(7) 公告の掲示場所：西部方面隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)、自衛隊福岡地方協力本部

(8) その他

ア 入札参加を希望する者は、令和8年2月13日（金）までに会計事項担当者に連絡すること。また、仕様書の質疑については、令和8年2月13日（金）までに確認すること。

イ 入札参加を希望する者は、仕様書に基づく「特定電源割当証明書」及び「適合証明書」を令和8年2月16日（月）17時までに提出すること。

ウ 郵便による入札参加の場合は、「入札件名、日時、場所」を記載して、令和8年2月17日（火）各入札開始時刻までに自衛隊福岡地方協力本部に必着するよう郵送する。この際、入札金額が同額による場合は当該入札に関係のない職員によりくじ引きを実施する。

エ 入札関係委任を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札開始までに防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）（写）を提出すること。

(9) 入札等及び仕様書に関する問合せ先

〒812-0878 福岡県福岡市博多区竹丘町1-12 自衛隊福岡地方協力本部

会計事項担当：総務課会計班 北村 / TEL(代表) 092-584-1881

FAX(直通) 092-584-1887

仕様書内容担当：総務課管理班 宮田 / TEL 同上

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 で使用する電気		福岡地本-Z132601	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

この仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部庁舎の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡市博多区竹丘町1-2-12（自衛隊福岡地方協力本部庁舎）

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、標準電圧、周波数

- a) 供給電気方式 交流3相3線式
- b) 供給電圧（標準電圧）6,000V
- c) 計量電圧（標準電圧）6,000V
- d) 周波数 60Hz
- e) 受電方式 1回線受電（本線）
- f) 蓄熱式負荷設備の有無 （無）

3.2 契約電力、予定電力使用量

- a) 契約電力 37kW（実量制）
- b) 予定電力使用量 135,694kWh
- c) 月別予想電力使用量については表1による。

表 1－月別予想電力使用量

月	最大電力 (kW)	使用電力量 (kWh)
4	2 9	9, 4 4 2
5	2 6	8, 6 1 3
6	3 7	1 0, 5 2 6
7	4 0	1 3, 6 6 2
8	4 1	1 1, 6 5 8
9	4 1	1 1, 9 7 3
1 0	3 2	1 0, 8 1 4
1 1	2 9	9, 7 3 8
1 2	3 7	1 2, 2 2 9
1	3 9	1 3, 1 5 1
2	3 9	1 2, 7 5 4
3	3 7	1 1, 1 3 4
合計	最大電力 4 1	1 3 5, 6 9 4

- 1) 4～12月迄は、令和7年度実績量
- 2) 1～3月迄は、令和6年度実績量

d) 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 電力量の検針

- a) 自動検針装置 有
- b) 電力会社の検針方法 自動検針

3.4 電力量計の構成

電力量計は電力需給複合計器とし、細部については表 2 による。

表 2－電力需給複合器

会社名	型 式	パルス
九州電機製造株式会社	KM3E1-K40R形	1000 pulse/kwh

3.5 需給地点

需給場所構内の1号柱に設置するPAS電源側接続点

3.6 電気工作物の財産分界点

上記需給点に同じ

ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。

3.7 保安上の責任分界点

上記需給点に同じ

3.8 その他

- a) 高圧進相コンデンサの設置により平均力率100%を確保
- b) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面で半期ごと提出することとし、書面の一例は**付属書A**による。
- c) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4 品質保証

4.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4.2 その他

- a) 力率は、高圧進相コンデンサを設置し、使用期間中100%を保持する。
- b) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- c) 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (参考) 提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1 に、内訳は表.A.2 による。

表.A.1—証明書

○○年○○月○○日																																																																				
特 定 電 源 割 当 証 明 書																																																																				
●●●● ○○ ○○ 様 ○○県○○市○○ 株式会社○○○ 代表取締役 ○○ ○○ ○○年○半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。 1 お客様情報 お客様番号 ○○○○ 需要施設名 ○○○○ 需要施設住所 ○○県○○市○○ 契約電力 ○○○○kW 2 供給期間 ○○年○○月○日～○○月○日 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>累積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再エネ由来電力量 (kWh) 【A】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供給電力量 (kWh) 【B】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再エネ比率 (%) 【A/B】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積	再エネ由来電力量 (kWh) 【A】														供給電力量 (kWh) 【B】														再エネ比率 (%) 【A/B】													
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積																																																							
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】																																																																				
供給電力量 (kWh) 【B】																																																																				
再エネ比率 (%) 【A/B】																																																																				

表.A.2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳(○月)					
1 再エネ電気					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)		
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○		
合計(kWh)					
2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
合計(kWh)					
			総計(kWh)		

付属書 B (規定) 条件等

B.1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 B.2** を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を令和6年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3－書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- b) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1**及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- b) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 で使用する電気		福岡地本-Z132609	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

この仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部庁舎の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡市博多区竹丘町1-2-12（自衛隊福岡地方協力本部庁舎）

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、標準電圧、周波数

- a) 供給電気方式 交流3相3線式
- b) 供給電圧（標準電圧）6,000V
- c) 計量電圧（標準電圧）6,000V
- d) 周波数 60Hz
- e) 受電方式 1回線受電（本線）
- f) 蓄熱式負荷設備の有無 （無）

3.2 契約電力、予定電力使用量

- a) 契約電力 37kW（実量制）
- b) 予定電力使用量 135,694kWh
- c) 月別予想電力使用量については表1による。

表 1－月別予想電力使用量

月	最大電力 (kW)	使用電力量 (kWh)
4	2 9	9, 4 4 2
5	2 6	8, 6 1 3
6	3 7	1 0, 5 2 6
7	4 0	1 3, 6 6 2
8	4 1	1 1, 6 5 8
9	4 1	1 1, 9 7 3
1 0	3 2	1 0, 8 1 4
1 1	2 9	9, 7 3 8
1 2	3 7	1 2, 2 2 9
1	3 9	1 3, 1 5 1
2	3 9	1 2, 7 5 4
3	3 7	1 1, 1 3 4
合計	最大電力 4 1	1 3 5, 6 9 4

- 1) 4～12月迄は、令和7年度実績量
- 2) 1～3月迄は、令和6年度実績量

d) 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したごととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 電力量の検針

- a) 自動検針装置 有
- b) 電力会社の検針方法 自動検針

3.4 電力量計の構成

電力量計は電力需給複合計器とし、細部については表2による。

表 2－電力需給複合器

会社名	型 式	パルス
九州電機製造株式会社	KM3E1-K40R形	1000 pulse/kwh

3.5 需給地点

需給場所構内の1号柱に設置するPAS電源側接続点

3.6 電気工作物の財産分界点

上記需給点に同じ

ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。

3.7 保安上の責任分界点

上記需給点に同じ

3.8 その他

- a) 高圧進相コンデンサの設置により平均力率100%を確保
- b) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面で半期ごと提出することとし、書面の一例は**付属書A**による。
- c) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4 品質保証

4.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4.2 その他

- a) 力率は、高圧進相コンデンサを設置し、使用期間中100%を保持する。
- b) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- c) 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (参考) 提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1 に、内訳は表.A.2 による。

表.A.1—証明書

○○年○○月○○日																																																																				
特 定 電 源 割 当 証 明 書																																																																				
●●●● ○○ ○○ 様 ○○県○○市○○ 株式会社○○○ 代表取締役 ○○ ○○ ○○年○半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。 1 お客様情報 お客様番号 ○○○○ 需要施設名 ○○○○ 需要施設住所 ○○県○○市○○ 契約電力 ○○○○kW 2 供給期間 ○○年○○月○日～○○月○日 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>累積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再エネ由来電力量 (kWh) 【A】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供給電力量 (kWh) 【B】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再エネ比率 (%) 【A/B】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積	再エネ由来電力量 (kWh) 【A】														供給電力量 (kWh) 【B】														再エネ比率 (%) 【A/B】													
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積																																																							
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】																																																																				
供給電力量 (kWh) 【B】																																																																				
再エネ比率 (%) 【A/B】																																																																				

表.A.2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳(○月)					
1 再エネ電気					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)		
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○		
合計(kWh)					
2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
合計(kWh)					
			総計(kWh)		

付属書 B (規定) 条件等

B.1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 B.2** を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2—各用語の定義（続き）

令和6年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3—書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1** の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- b) **表 B.1** の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1** の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1** 及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- b) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 で使用する電気		福岡地本-Z132610	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

この仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部庁舎の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡市博多区竹丘町1-2-12（自衛隊福岡地方協力本部庁舎）

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、標準電圧、周波数

- a) 供給電気方式 交流3相3線式
- b) 供給電圧（標準電圧）6,000V
- c) 計量電圧（標準電圧）6,000V
- d) 周波数 60Hz
- e) 受電方式 1回線受電（本線）
- f) 蓄熱式負荷設備の有無 （無）

3.2 契約電力、予定電力使用量

- a) 契約電力 37kW（実量制）
- b) 予定電力使用量 135,694kWh
- c) 月別予想電力使用量については表1による。

表 1－月別予想電力使用量

月	最大電力 (kW)	使用電力量 (kWh)
4	29	9, 442
5	26	8, 613
6	37	10, 526
7	40	13, 662
8	41	11, 658
9	41	11, 973
10	32	10, 814
11	29	9, 738
12	37	12, 229
1	39	13, 151
2	39	12, 754
3	37	11, 134
合計	最大電力 41	135, 694

1) 4～12月迄は、令和7年度実績量

2) 1～3月迄は、令和6年度実績量

d) 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が30%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 電力量の検針

a) 自動検針装置 有

b) 電力会社の検針方法 自動検針

3.4 電力量計の構成

電力量計は電力需給複合計器とし、細部については表2による。

表 2－電力需給複合器

会社名	型 式	パルス
九州電機製造株式会社	KM3E1-K40R形	1000 pulse/kwh

3.5 需給地点

需給場所構内の1号柱に設置するPAS電源側接続点

3.6 電気工作物の財産分界点

上記需給点に同じ

ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。

3.7 保安上の責任分界点

上記需給点に同じ

3.8 その他

- a) 高圧進相コンデンサの設置により平均力率100%を確保
- b) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面で半期ごと提出することとし、書面の一例は**付属書A**による。
- c) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4 品質保証

4.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4.2 その他

- a) 力率は、高圧進相コンデンサを設置し、使用期間中100%を保持する。
- b) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- c) 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (参考) 提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1 に、内訳は表.A.2 による。

表.A.1—証明書

○○年○○月○○日																																																																				
特 定 電 源 割 当 証 明 書																																																																				
●●●● ○○ ○○ 様 ○○県○○市○○ 株式会社○○○ 代表取締役 ○○ ○○ ○○年○半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。 1 お客様情報 お客様番号 ○○○○ 需要施設名 ○○○○ 需要施設住所 ○○県○○市○○ 契約電力 ○○○○kW 2 供給期間 ○○年○○月○日～○○月○日 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>累積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再エネ由来電力量 (kWh) 【A】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供給電力量 (kWh) 【B】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再エネ比率 (%) 【A/B】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積	再エネ由来電力量 (kWh) 【A】														供給電力量 (kWh) 【B】														再エネ比率 (%) 【A/B】													
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積																																																							
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】																																																																				
供給電力量 (kWh) 【B】																																																																				
再エネ比率 (%) 【A/B】																																																																				

表.A.2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳(○月)					
1 再エネ電気					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)		
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○		
合計(kWh)					
2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
合計(kWh)					
			総計(kWh)		

付属書 B (規定) 条件等

B.1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 B.2** を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B. 2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2—各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3－書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1** の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- b) **表 B.1** の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1** の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1** 及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- b) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：5SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 で使用する電気	福岡地本-Z132511	
	作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
	作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

この仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部庁舎の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡市博多区竹丘町1-12 （自衛隊福岡地方協力本部庁舎）

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、標準電圧、周波数

- a) 供給電気方式 交流3相3線式
- b) 供給電圧（標準電圧）6,000V
- c) 計量電圧（標準電圧）6,000V
- d) 周波数 60Hz
- e) 受電方式 1回線受電（本線）
- f) 蓄熱式負荷設備の有無 （無）

3.2 契約電力、予定電力使用量

- a) 契約電力 37kW（実量制）
- b) 予定電力使用量 135,694kWh
- c) 月別予想電力使用量については表1による。

表 1－月別予想電力使用量

月	最大電力 (kW)	使用電力量 (kWh)
4	2 9	9, 4 4 2
5	2 6	8, 6 1 3
6	3 7	1 0, 5 2 6
7	4 0	1 3, 6 6 2
8	4 1	1 1, 6 5 8
9	4 1	1 1, 9 7 3
1 0	3 2	1 0, 8 1 4
1 1	2 9	9, 7 3 8
1 2	3 7	1 2, 2 2 9
1	3 9	1 3, 1 5 1
2	3 9	1 2, 7 5 4
3	3 7	1 1, 1 3 4
合計	最大電力 4 1	1 3 5, 6 9 4

- 1) 4～12月迄は、令和7年度実績量
- 2) 1～3月迄は、令和6年度実績量

3.3 電力量の検針

- a) 自動検針装置 有
- b) 電力会社の検針方法 自動検針

3.4 電力量計の構成

電力量計は電力需給複合計器とし、細部については表 2 による。

表 2－電力需給複合器

会社名	型 式	パルス
九州電機製造株式会社	KM3E1-K40R形	1 0 0 0 p a l s e / k w h

3.5 需給地点

需給場所構内の1号柱に設置するPAS電源側接続点

3.6 電気工作物の財産分界点

上記需給点に同じ

ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。

3.7 保安上の責任分界点

上記需給点に同じ

3.8 その他

- a) 高圧進相コンデンサの設置により平均力率100%を確保
- b) 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書A**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4 品質保証

4.1 監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4.2 その他

- a) 力率は，高圧進相コンデンサを設置し，使用期間中100%を保持する。
- b) 各月の電気料金の算定において，基本料金の力率割引又は割増，電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については，九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- c) 入札価格の算定にあたっては，力率は100%とし，燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は，考慮しないこと。

5 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は，全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (規定) 条件等

A.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 A.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 A.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 A.2** を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 A. 2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和5年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を令和6年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値 (算定方式) $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 A.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 A.2ー各用語の定義（続き）

令和6年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

A.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 A.1 の条件を満たすことを示す適合証明書を添付すること。書類の一例は表 A.3 による。

表 A. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

A.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 A.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 A.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 A.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

A.4 その他

- a) **表 A.1**及び**表 A.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z132605	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡県飯塚市川津639-1

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		1 1 k W	6 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		有	有
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	1 5 4	6 4 7
	5 月	7 8	6 5 0
	6 月	2 1 1	6 2 6
	7 月	9 8 7	1, 3 1 3
	8 月	8 5 2	1, 1 9 2
	9 月	8 3 7	1, 3 4 1
	1 0 月	3 0 0	8 8 2
	1 1 月	2 2 7	5 6 4
	1 2 月	6 0 6	5 9 9
	1 月	6 7 4	7 7 5
	2 月	8 3 6	9 4 6
	3 月	4 5 8	6 9 0
	合 計	6, 2 2 0	1 0, 2 2 5

1) 4～12月迄は令和7度実績量

2) 1～3月迄は令和6度実績量

4 その他

4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。

4.2 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.3 毎月検針終了後，「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A
(参考)
提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表. A. 1—證明書

[illegible]

表. A. 2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

付属書B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2—各用語の定義（続き）

令和6年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3－書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

表 B.1 及び **表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z132621	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡県飯塚市川津639-1

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したことでとし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		1 1 k W	6 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		有	有
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	1 5 4	6 4 7
	5 月	7 8	6 5 0
	6 月	2 1 1	6 2 6
	7 月	9 8 7	1, 3 1 3
	8 月	8 5 2	1, 1 9 2
	9 月	8 3 7	1, 3 4 1
	1 0 月	3 0 0	8 8 2
	1 1 月	2 2 7	5 6 4
	1 2 月	6 0 6	5 9 9
	1 月	6 7 4	7 7 5
	2 月	8 3 6	9 4 6
	3 月	4 5 8	6 9 0
	合 計	6, 2 2 0	1 0, 2 2 5

1) 4～12月迄は令和7度実績量

2) 1～3月迄は令和6度実績量

4 その他

4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。

4.2 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.3 毎月検針終了後，「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A
(参考)
提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表. A. 1—證明書

[illegible]

表. A. 2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

付属書 B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B. 2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑥ 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3—書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

表 B.1 及び **表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z132622	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡県飯塚市川津639-1

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量，以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が30%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したことでとし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		1 1 k W	6 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		有	有
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	1 5 4	6 4 7
	5 月	7 8	6 5 0
	6 月	2 1 1	6 2 6
	7 月	9 8 7	1, 3 1 3
	8 月	8 5 2	1, 1 9 2
	9 月	8 3 7	1, 3 4 1
	1 0 月	3 0 0	8 8 2
	1 1 月	2 2 7	5 6 4
	1 2 月	6 0 6	5 9 9
	1 月	6 7 4	7 7 5
	2 月	8 3 6	9 4 6
	3 月	4 5 8	6 9 0
	合 計	6, 2 2 0	1 0, 2 2 5

1) 4～12月迄は令和7度実績量

2) 1～3月迄は令和6度実績量

4 その他

4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。

4.2 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A
(参考)
提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表. A. 1—證明書

[illegible]

表. A. 2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kWh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kWh）			

総計（kWh）

付属書 B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3—書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

表 B.1 及び **表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：5SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z132523	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡県飯塚市川津639-1

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式，契約種別，契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量，以下同じ）とは，九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は，契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし，毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお，これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		1 1 k W	6 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		有	有
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	1 5 4	6 4 7
	5 月	7 8	6 5 0
	6 月	2 1 1	6 2 6
	7 月	9 8 7	1 , 3 1 3
	8 月	8 5 2	1 , 1 9 2
	9 月	8 3 7	1 , 3 4 1
	1 0 月	3 0 0	8 8 2
	1 1 月	2 2 7	5 6 4
	1 2 月	6 0 6	5 9 9
	1 月	6 7 4	7 7 5
	2 月	8 3 6	9 4 6
	3 月	4 5 8	6 9 0
	合 計	6 , 2 2 0	1 0 , 2 2 5

1) 4～12月迄は令和7度実績量、

2) 1～3月迄は令和6度実績量

4 その他

- 4.1 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 A**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。
- 4.2 毎月検針終了後，「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。
- 4.3 力率は，契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.4 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.5 発電設備は有していない。

4.6 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

4.7 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (規定) 条件等

A.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 A.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 A.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 A.2** を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 A. 2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 A. 2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和 6 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和 6 年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和 6 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和 6 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギー CO₂ 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー CO₂ 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和 6 年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 A.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

A.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 A.1 の条件を満たすことを示す適合証明書を添付すること。書類の一例は表 A.3 による。

表 A. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

A.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 A.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 A.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 A.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

A.4 その他

- a) **表 A.1**及び**表 A.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所で使用する電気		福岡地本－Z132604	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡募集案内所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部福岡募集案内所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡市東区名島3－24－10

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24:00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表1ー電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

契約種別	従量電灯C	
受電方式	1回線受電	
標準周波数	60Hz	
予定契約電力	15kVA	
供給電気方式	単相3線式	
供給電圧	200/100V	
計量電圧	200/100V	
遠隔自動検針の有無	有	
蓄熱式負荷設備の有無	無	
予定 使用 電 力 量 (kWh)	4月	584
	5月	440
	6月	435
	7月	733
	8月	798
	9月	903
	10月	710
	11月	518
	12月	686
	1月	946
	2月	926
	3月	682
	合 計	8,361

- 1) 4～12月迄は令和7年度実績量、
- 2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

- 4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書A**による。
- 4.2 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。
- 4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (参考) 提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表.A.1—証明書

〇〇年〇〇月〇〇日													
特 定 電 源 割 当 証 明 書													
●●●● 〇〇 〇〇 様 〇〇県〇〇市〇〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇年〇半年に以下の通り●●●●●●に電力を供給したことをここに証する。 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。 1 お客様情報 お客様番号 〇〇〇〇 需要施設名 〇〇〇〇 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇 契約電力 〇〇〇〇kW 2 供給期間 〇〇年〇月〇日～〇月〇日 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)													
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生比率 (%)【A/B】													

表.A.2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (〇月)					
1 再生エネルギー					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)		
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇		
合計 (kWh)					
2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					
			総計 (kWh)		

付属書B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B. 2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2—各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3－書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

A.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1**及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所で使用する電気		福岡地本-Z132618	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡募集案内所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部福岡募集案内所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡市東区名島3-24-10

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したことでとし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1－電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別	従量電灯 C	
受電方式	1 回線受電	
標準周波数	6 0 H z	
予定契約電力	1 5 k V A	
供給電気方式	単相 3 線式	
供給電圧	2 0 0 / 1 0 0 V	
計量電圧	2 0 0 / 1 0 0 V	
遠隔自動検針の有無	有	
蓄熱式負荷設備の有無	無	
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	5 8 4
	5 月	4 4 0
	6 月	4 3 5
	7 月	7 3 3
	8 月	7 9 8
	9 月	9 0 3
	1 0 月	7 1 0
	1 1 月	5 1 8
	1 2 月	6 8 6
	1 月	9 4 6
	2 月	9 2 6
	3 月	6 8 2
	合 計	8, 3 6 1

- 1) 4～12月迄は令和7年度実績量、
- 2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

- 4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。
- 4.2 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。
- 4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (参考) 提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表.A.1—証明書

〇〇年〇〇月〇〇日													
特 定 電 源 割 当 証 明 書													
●●●● 〇〇 〇〇 様 〇〇県〇〇市〇〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇年〇半年に以下の通り●●●●●●に電力を供給したことをここに証する。 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。 1 お客様情報 お客様番号 〇〇〇〇 需要施設名 〇〇〇〇 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇 契約電力 〇〇〇〇kW 2 供給期間 〇〇年〇月〇日～〇月〇日 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)													
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生比率 (%)【A/B】													

表.A.2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (〇月)					
1 再生エネルギー					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)		
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇		
合計 (kWh)					
2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					
総計 (kWh)					

付属書B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3—書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

A.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1** 及び **表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所で使用する電気		福岡地本－Z132619	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡募集案内所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部福岡募集案内所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡市東区名島3－24－10

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が30%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したことで、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表1ー電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		従量電灯 C
受電方式		1 回線受電
標準周波数		6 0 H z
予定契約電力		1 5 k V A
供給電気方式		単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 ／ 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 ／ 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		有
蓄熱式負荷設備の有無		無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	5 8 4
	5 月	4 4 0
	6 月	4 3 5
	7 月	7 3 3
	8 月	7 9 8
	9 月	9 0 3
	1 0 月	7 1 0
	1 1 月	5 1 8
	1 2 月	6 8 6
	1 月	9 4 6
	2 月	9 2 6
	3 月	6 8 2
	合 計	8, 3 6 1

- 1) 4～12月迄は令和7年度実績量、
- 2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

- 4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書A**による。
- 4.2 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。
- 4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A
(参考)
提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表. A. 1—證明書

[illegible]

表. A. 2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計（kWh）			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計（kWh）					

総計（kWh）

付属書B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2—各用語の定義（続き）

令和6年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3－書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

A.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1**及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：5SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所で使用する電気		福岡地本－Z132520	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡募集案内所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部福岡募集案内所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡市東区名島3－24－10

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1－電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別	従量電灯 C	
受電方式	1 回線受電	
標準周波数	6 0 H z	
予定契約電力	1 5 k V A	
供給電気方式	単相 3 線式	
供給電圧	2 0 0 / 1 0 0 V	
計量電圧	2 0 0 / 1 0 0 V	
遠隔自動検針の有無	有	
蓄熱式負荷設備の有無	無	
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	5 8 4
	5 月	4 4 0
	6 月	4 3 5
	7 月	7 3 3
	8 月	7 9 8
	9 月	9 0 3
	1 0 月	7 1 0
	1 1 月	5 1 8
	1 2 月	6 8 6
	1 月	9 4 6
	2 月	9 2 6
	3 月	6 8 2
	合 計	8, 3 6 1

- 1) 4 ～ 1 2 月迄は令和 7 年度実績量、
- 2) 1 ～ 3 月迄は令和 6 年度実績量

4 その他

- 4.1 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 A**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和 4 年 2 月 2 5 日閣議決定）2. （1）にいう裾切り方式による。
- 4.2 毎月検針終了後，「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。
- 4.3 力率は，契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.4 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.5 発電設備は有していない。

4.6 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

4.7 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (規定) 条件等

A.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 A.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 A.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 A.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 A. 2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 A. 2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和 6 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和 6 年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和 6 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和 6 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギー CO₂ 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー CO₂ 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和 6 年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 A.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

A.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 A.1 の条件を満たすことを示す適合証明書を添付すること。書類の一例は表 A.3 による。

表 A. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

A.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 A.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 A.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 A.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

A.4 その他

- a) **表 A.1**及び**表 A.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所で使用する電気	福岡地本－Z132603	
	作 成	令和8年 1月13日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
	作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡西募集案内所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部福岡西募集案内所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡市西区姪浜5-4-20

2.3 供給期間

自 令和 8年 4月 1日 0時00分

至 令和 9年 3月31日 24時00分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24:00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		5 k W	3 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		有	有
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	2 8 1	3 6 0
	5 月	7 0	2 9 8
	6 月	2 6	2 8 0
	7 月	1 9 1	2 8 0
	8 月	4 2 5	3 0 1
	9 月	3 5 8	2 7 1
	1 0 月	2 1 9	3 1 3
	1 1 月	5 2	3 1 6
	1 2 月	2 4 8	3 3 0
	1 月	4 1 4	4 0 9
	2 月	7 2 2	4 3 6
	3 月	5 5 7	3 6 8
	合 計	3, 5 6 3	3, 9 6 2

1) 4～12月迄は令和7年度実績量、

2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。

4.2 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A
(参考)
提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表. A. 1—證明書

[illegible]

表. A. 2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計（kWh）			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計（kWh）					

総計（kWh）

付属書B (規定) 条件等

A.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B. 2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2—各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3—書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1**及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所で使用する電気	福岡地本－Z132615	
	作 成	令和8年 1月13日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
	作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡西募集案内所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部福岡西募集案内所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡市西区姪浜5－4－20

2.3 供給期間

自 令和 8年 4月 1日 0時00分

至 令和 9年 3月31日 24時00分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24:00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		5 k W	3 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		有	有
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	2 8 1	3 6 0
	5 月	7 0	2 9 8
	6 月	2 6	2 8 0
	7 月	1 9 1	2 8 0
	8 月	4 2 5	3 0 1
	9 月	3 5 8	2 7 1
	1 0 月	2 1 9	3 1 3
	1 1 月	5 2	3 1 6
	1 2 月	2 4 8	3 3 0
	1 月	4 1 4	4 0 9
	2 月	7 2 2	4 3 6
	3 月	5 5 7	3 6 8
	合 計	3, 5 6 3	3, 9 6 2

1) 4～12月迄は令和7年度実績量、

2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。

4.2 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A
(参考)
提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表. A. 1—證明書

[illegible]

表. A. 2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計（kWh）			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計（kWh）					

総計（kWh）

付属書 B (規定) 条件等

A.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2—各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3—書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1**及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所で使用する電気	福岡地本－Z132616	
	作 成	令和8年 1月13日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
	作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡西募集案内所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部福岡西募集案内所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡市西区姪浜5－4－20

2.3 供給期間

自 令和 8年 4月 1日 0時00分

至 令和 9年 3月31日 24時00分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が30%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24:00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		5 k W	3 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		有	有
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	2 8 1	3 6 0
	5 月	7 0	2 9 8
	6 月	2 6	2 8 0
	7 月	1 9 1	2 8 0
	8 月	4 2 5	3 0 1
	9 月	3 5 8	2 7 1
	1 0 月	2 1 9	3 1 3
	1 1 月	5 2	3 1 6
	1 2 月	2 4 8	3 3 0
	1 月	4 1 4	4 0 9
	2 月	7 2 2	4 3 6
	3 月	5 5 7	3 6 8
	合 計	3, 5 6 3	3, 9 6 2

1) 4～12月迄は令和7年度実績量、

2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。

4.2 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A
(参考)
提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表. A. 1—證明書

[illegible]

表. A. 2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計（kWh）			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計（kWh）					

総計（kWh）

付属書B (規定) 条件等

A.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3－書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1**及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：5SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所で使用する電気		福岡地本－Z132517	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部福岡西募集案内所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部福岡西募集案内所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡市西区姪浜5－4－20

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量，以下同じ）とは，九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は，契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし，毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお，これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		5 k W	3 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		有	有
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	2 8 1	3 6 0
	5 月	7 0	2 9 8
	6 月	2 6	2 8 0
	7 月	1 9 1	2 8 0
	8 月	4 2 5	3 0 1
	9 月	3 5 8	2 7 1
	1 0 月	2 1 9	3 1 3
	1 1 月	5 2	3 1 6
	1 2 月	2 4 8	3 3 0
	1 月	4 1 4	4 0 9
	2 月	7 2 2	4 3 6
	3 月	5 5 7	3 6 8
	合 計	3, 5 6 3	3, 9 6 2

1) 4～12月迄は令和7年度実績量、

2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

4.1 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 A**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.2 毎月検針終了後，「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

4.3 力率は，契約相手方の供給約款により算出される値。

4.4 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。

4.5 発電設備は有していない。

4.6 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

4.7 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (規定) 条件等

A.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 A.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 A.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 A.2** を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 A. 2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 A. 2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和 6 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和 6 年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) ①+②+③+④+⑤ $\text{令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{⑥}}{\text{①+②+③+④+⑤}} \times 100$ ⑥ 1.1 令和 6 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和 6 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギー CO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー CO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和 6 年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 A.2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

A.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 A.1 の条件を満たすことを示す適合証明書を添付すること。書類の一例は表 A.3 による。

表 A. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

A.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 A.1** の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 A.1** の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 A.1** の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

A.4 その他

- a) **表 A.1** 及び**表 A.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z132602	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部久留米地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部久留米地域事務所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

久留米市諏訪野町字上土橋2401-21

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 C
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		2 6 k W	1 6 k V A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		有	有
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	8 7 3	7 5 5
	5 月	3 7 8	6 8 2
	6 月	3 9 9	6 4 7
	7 月	1, 4 4 3	7 7 9
	8 月	2, 0 4 7	7 6 1
	9 月	2, 0 7 3	8 1 8
	1 0 月	1, 3 0 7	7 1 8
	1 1 月	3 7 5	6 7 7
	1 2 月	1, 1 0 3	8 0 6
	1 月	1, 5 3 0	5 5 4
	2 月	2, 1 6 8	6 8 1
	3 月	1, 3 0 4	6 2 6
	合 計	1 5, 0 0 0	8, 5 0 4

1) 4～12月迄は令和7年度実績量、

2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。

4.2 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A
(参考)
提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表. A. 1—證明書

[illegible]

表. A. 2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳(〇月)

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計(kWh)	

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計(kWh)			

総計(kWh)

付属書 B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B. 2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3—書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1**及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z132612	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部久留米地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部久留米地域事務所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

久留米市諏訪野町字上土橋2401-21

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 C
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		2 6 k W	1 6 k V A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		有	有
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	8 7 3	7 5 5
	5 月	3 7 8	6 8 2
	6 月	3 9 9	6 4 7
	7 月	1, 4 4 3	7 7 9
	8 月	2, 0 4 7	7 6 1
	9 月	2, 0 7 3	8 1 8
	1 0 月	1, 3 0 7	7 1 8
	1 1 月	3 7 5	6 7 7
	1 2 月	1, 1 0 3	8 0 6
	1 月	1, 5 3 0	5 5 4
	2 月	2, 1 6 8	6 8 1
	3 月	1, 3 0 4	6 2 6
	合 計	1 5, 0 0 0	8, 5 0 4

1) 4～12月迄は令和7年度実績量、

2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。

4.2 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A
(参考)
提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表. A. 1—證明書

[illegible]

表. A. 2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳(〇月)

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計(kWh)	

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計(kWh)			

総計(kWh)

付属書 B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2—各用語の定義（続き）

令和6年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3—書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1**及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z132613	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部久留米地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部久留米地域事務所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

久留米市諏訪野町字上土橋2401-21

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が30%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 C
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		2 6 k W	1 6 k V A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		有	有
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	8 7 3	7 5 5
	5 月	3 7 8	6 8 2
	6 月	3 9 9	6 4 7
	7 月	1, 4 4 3	7 7 9
	8 月	2, 0 4 7	7 6 1
	9 月	2, 0 7 3	8 1 8
	1 0 月	1, 3 0 7	7 1 8
	1 1 月	3 7 5	6 7 7
	1 2 月	1, 1 0 3	8 0 6
	1 月	1, 5 3 0	5 5 4
	2 月	2, 1 6 8	6 8 1
	3 月	1, 3 0 4	6 2 6
	合 計	1 5, 0 0 0	8, 5 0 4

1) 4～12月迄は令和7年度実績量、

2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。

4.2 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A
(参考)
提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表. A. 1—證明書

[illegible]

表. A. 2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳(○月)

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
		合計(kWh)	

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
		合計(kWh)			

総計(kWh)

付属書 B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2—各用語の定義（続き）

令和6年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3—書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1**及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：5SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z132514	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部久留米地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部久留米地域事務所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

久留米市諏訪野町字上土橋2401-21

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 C
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		2 6 k W	1 6 k V A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		有	有
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	8 7 3	7 5 5
	5 月	3 7 8	6 8 2
	6 月	3 9 9	6 4 7
	7 月	1, 4 4 3	7 7 9
	8 月	2, 0 4 7	7 6 1
	9 月	2, 0 7 3	8 1 8
	1 0 月	1, 3 0 7	7 1 8
	1 1 月	3 7 5	6 7 7
	1 2 月	1, 1 0 3	8 0 6
	1 月	1, 5 3 0	5 5 4
	2 月	2, 1 6 8	6 8 1
	3 月	1, 3 0 4	6 2 6
	合 計	1 5, 0 0 0	8, 5 0 4

1) 4～12月迄は令和7年度実績量、

2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

- 4.1 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 A**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。
- 4.2 毎月検針終了後，「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。
- 4.3 力率は，契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.4 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.5 発電設備は有していない。

4.6 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

4.7 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (規定) 条件等

A.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 A.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 A.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 A.2** を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 A. 2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 A. 2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和 6 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和 6 年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和 6 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和 6 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギー CO₂ 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー CO₂ 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和 6 年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 A.2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

A.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 A.1 の条件を満たすことを示す適合証明書を添付すること。書類の一例は表 A.3 による。

表 A. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

A.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 A.1** の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 A.1** の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 A.1** の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

A.4 その他

- a) **表 A.1** 及び**表 A.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z132607	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部柳川地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部柳川地域事務所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡県柳川市三橋町下百町6－7

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24:00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		1 1 k W	3 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		無	無
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	3 3 5	5 0 5
	5 月	1 0 8	4 2 2
	6 月	2 1 3	5 0 1
	7 月	8 8 1	5 2 4
	8 月	8 9 8	4 3 0
	9 月	9 4 0	5 0 8
	1 0 月	5 4 2	4 7 6
	1 1 月	8 7	5 4 6
	1 2 月	3 1 5	4 6 0
	1 月	5 1 6	2 8 9
	2 月	7 9 6	4 3 4
	3 月	5 2 0	4 4 6
	合 計	6, 1 5 1	5, 5 4 1

1) 4～12月迄は令和7年度実績量、

2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。

4.2 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A
(参考)
提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表.A.1-証明書

〇〇年〇月〇日													
特 定 電 源 割 当 証 明 書													
●●●● 〇〇 〇〇 様													
〇〇県〇〇市〇〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 印													
〇〇年〇半期に以下の通り●●●●●に電力を供給したことをここに証する。 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。													
1 お客様情報													
お客様番号	〇〇〇〇												
需要施設名	〇〇〇〇												
需要施設住所	〇〇県〇〇市〇〇												
契約電力	〇〇〇〇kW												
2 供給期間													
〇〇年〇月〇日～〇月〇日													
3 再生可能エネルギー由来電力量の情報 (各月の内訳は別紙のとおり)													
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生エネルギー比率 (%)【A/B】													

表.A.2-内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (〇月)					
1 再生エネルギー					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)		
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇		
合計 (kWh)					
2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					
総計 (kWh)					

付属書B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3—書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		会計(kWh)	

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
		会計(kWh)	

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1**及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z132627	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部柳川地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部柳川地域事務所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡県柳川市三橋町下百町6－7

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量，以下同じ）とは，九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち，「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60％を満たすこと。また，その環境価値について，甲に移転したこととし，いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		1 1 k W	3 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		無	無
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	3 3 5	5 0 5
	5 月	1 0 8	4 2 2
	6 月	2 1 3	5 0 1
	7 月	8 8 1	5 2 4
	8 月	8 9 8	4 3 0
	9 月	9 4 0	5 0 8
	1 0 月	5 4 2	4 7 6
	1 1 月	8 7	5 4 6
	1 2 月	3 1 5	4 6 0
	1 月	5 1 6	2 8 9
	2 月	7 9 6	4 3 4
	3 月	5 2 0	4 4 6
	合 計	6, 1 5 1	5, 5 4 1

1) 4～12月迄は令和7年度実績量、

2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。

4.2 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A
(参考)
提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表.A.1-証明書

〇〇年〇月〇日													
特 定 電 源 割 当 証 明 書													
●●●● 〇〇 〇〇 様													
〇〇県〇〇市〇〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 印													
〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。													
1 お客様情報													
お客様番号	〇〇〇〇												
需要施設名	〇〇〇〇												
需要施設住所	〇〇県〇〇市〇〇												
契約電力	〇〇〇〇kW												
2 供給期間													
〇〇年〇月〇日～〇月〇日													
3 再生可能エネルギー由来電力量の情報 (各月の内訳は別紙のとおり)													
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能エネルギー由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再生可能比率 (%) 【A/B】													

表.A.2-内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (〇月)					
1 再生可能電気					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)		
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇		
合計 (kWh)					
2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					
総計 (kWh)					

付属書B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2ー各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3—書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1** の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1** の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1** の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1** 及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和 8 年度自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z 1 3 2 6 2 8	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和 8 年度自衛隊福岡地方協力本部柳川地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部柳川地域事務所の令和 8 年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡県柳川市三橋町下百町 6－7

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表 1 を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が 30 % を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したことでとし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24:00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		1 1 k W	3 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		無	無
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	3 3 5	5 0 5
	5 月	1 0 8	4 2 2
	6 月	2 1 3	5 0 1
	7 月	8 8 1	5 2 4
	8 月	8 9 8	4 3 0
	9 月	9 4 0	5 0 8
	1 0 月	5 4 2	4 7 6
	1 1 月	8 7	5 4 6
	1 2 月	3 1 5	4 6 0
	1 月	5 1 6	2 8 9
	2 月	7 9 6	4 3 4
	3 月	5 2 0	4 4 6
	合 計	6, 1 5 1	5, 5 4 1

1) 4～12月迄は令和7年度実績量、

2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。

4.2 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A
(参考)
提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表.A.1—証明書

〇〇年〇月〇日													
特 定 電 源 割 当 証 明 書													
●●●● 〇〇 〇〇 様													
〇〇県〇〇市〇〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 印													
〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。													
1 お客様情報													
お客様番号	〇〇〇〇												
需要施設名	〇〇〇〇												
需要施設住所	〇〇県〇〇市〇〇												
契約電力	〇〇〇〇kW												
2 供給期間													
〇〇年〇月〇日～〇月〇日													
3 再生可能エネルギー由来電力量の情報 (各月の内訳は別紙のとおり)													
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生エネルギー比率 (%)【A/B】													

表.A.2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (〇月)					
1 再生エネルギー					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)		
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇		
合計 (kWh)					
2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)					
供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					
総計 (kWh)					

付属書B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B. 2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を令和6年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3－書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1** の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1** の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1** の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1** 及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8年度自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z132629	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度自衛隊福岡地方協力本部柳川地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部柳川地域事務所の令和8年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡県柳川市三橋町下百町6－7

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量、以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		1 1 k w	3 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		無	無
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	3 3 5	5 0 5
	5 月	1 0 8	4 2 2
	6 月	2 1 3	5 0 1
	7 月	8 8 1	5 2 4
	8 月	8 9 8	4 3 0
	9 月	9 4 0	5 0 8
	1 0 月	5 4 2	4 7 6
	1 1 月	8 7	5 4 6
	1 2 月	3 1 5	4 6 0
	1 月	5 1 6	2 8 9
	2 月	7 9 6	4 3 4
	3 月	5 2 0	4 4 6
	合 計	6 , 1 5 1	5 , 5 4 1

1) 4～12月迄は令和7年度実績量、

2) 1～3月迄は令和6年度実績量

4 その他

4.1 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 A**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.2 毎月検針終了後，「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

4.3 力率は，契約相手方の供給約款により算出される値。

4.4 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。

4.5 発電設備は有していない。

4.6 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

4.7 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (規定) 条件等

A.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 A.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 A.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 A.2** を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 A. 2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 A. 2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和 6 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和 6 年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和 6 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） 1.2 令和 6 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギー CO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー CO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和 6 年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 A.2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

A.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 A.1 の条件を満たすことを示す適合証明書を添付すること。書類の一例は表 A.3 による。

表 A. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

A.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 A.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 A.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 A.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

A.4 その他

- a) **表 A.1**及び**表 A.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8度自衛隊福岡地方協力本部大牟田地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z132606	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8度自衛隊福岡地方協力本部大牟田地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部大牟田地域事務所の令和8度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡県大牟田市宝坂町1－2－9

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量，以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		4 k W	4 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		無	無
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	2 7 4	2 2 5
	5 月	8 8	2 1 1
	6 月	1 0 1	2 3 5
	7 月	3 8 7	2 5 5
	8 月	7 0 8	2 6 4
	9 月	4 5 6	2 5 5
	1 0 月	3 6 1	2 5 5
	1 1 月	1 6 3	2 1 5
	1 2 月	9 1	2 0 7
	1 月	4 4 6	1 6 9
	2 月	6 8 8	1 7 0
	3 月	4 8 8	1 7 8
	合 計	4, 2 5 1	2, 6 0 9

- 1) 4～12 月は令和 7 年度実績量、
- 2) 1～3 月は令和 6 年度実績量

4 その他

- 4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。
- 4.2 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和 4 年 2 月 25 日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。
- 4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (参考) 提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表.A.1—証明書

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半年に以下の通り●●●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
 お客様番号 〇〇〇〇
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生比率 (%)【A/B】													

表.A.2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (〇月)

1 再生電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

付属書B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表B.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(KWh)） ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑥ 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3—書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1**及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
令和8度自衛隊福岡地方協力本部大牟田地域事務所で使用する電気	福岡地本－Z132624	
	作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
	作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8度自衛隊福岡地方協力本部大牟田地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部大牟田地域事務所の令和8度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡県大牟田市宝坂町1－2－9

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量，以下同じ）とは，九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち，「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60％を満たすこと。また，その環境価値について，甲に移転したことでとし，いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24:00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		4 k W	4 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		無	無
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	2 7 4	2 2 5
	5 月	8 8	2 1 1
	6 月	1 0 1	2 3 5
	7 月	3 8 7	2 5 5
	8 月	7 0 8	2 6 4
	9 月	4 5 6	2 5 5
	1 0 月	3 6 1	2 5 5
	1 1 月	1 6 3	2 1 5
	1 2 月	9 1	2 0 7
	1 月	4 4 6	1 6 9
	2 月	6 8 8	1 7 0
	3 月	4 8 8	1 7 8
	合 計	4, 2 5 1	2, 6 0 9

1) 4～12 月は令和 7 年度実績量、

2) 1～3 月は令和 6 年度実績量

4 その他

4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。

4.2 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和 4 年 2 月 25 日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A
(参考)
提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表. A. 1—證明書

[illegible]

表. A. 2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計（kWh）			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計（kWh）					

総計（kWh）

付属書B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表B.1－条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B.2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(KWh)） ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑥ 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3—書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1**及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8度自衛隊福岡地方協力本部大牟田地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z132625	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8度自衛隊福岡地方協力本部大牟田地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部大牟田地域事務所の令和8度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡県大牟田市宝坂町1－2－9

2.3 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量，以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

供給先に対する電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が30%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したことでとし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-4/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24:00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		4 k W	4 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		無	無
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	2 7 4	2 2 5
	5 月	8 8	2 1 1
	6 月	1 0 1	2 3 5
	7 月	3 8 7	2 5 5
	8 月	7 0 8	2 6 4
	9 月	4 5 6	2 5 5
	1 0 月	3 6 1	2 5 5
	1 1 月	1 6 3	2 1 5
	1 2 月	9 1	2 0 7
	1 月	4 4 6	1 6 9
	2 月	6 8 8	1 7 0
	3 月	4 8 8	1 7 8
	合 計	4, 2 5 1	2, 6 0 9

- 1) 4～12 月は令和 7 年度実績量、
- 2) 1～3 月は令和 6 年度実績量

4 その他

- 4.1 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は**付属書 A**による。
- 4.2 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 B**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和 4 年 2 月 25 日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。
- 4.3 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。

- 4.4 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.5 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.6 発電設備は有していない。
- 4.7 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4.8 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (参考) 提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表.A.1—証明書

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半年に以下の通り●●●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
 お客様番号 〇〇〇〇
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生比率 (%)【A/B】													

表.A.2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (〇月)

1 再生電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

付属書B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表B.1－条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 B. 2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和6年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和6年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{(算定方式)} \quad \text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 1.1 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(KWh)） 1.2 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） 1.3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） 1.6 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 B.2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

表 B.3—書類（続き）

〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1** の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1** の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1** の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1** 及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

調達要求番号：6SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
令和8度自衛隊福岡地方協力本部大牟田地域事務所で使用する電気		福岡地本－Z132526	
		作 成	令和 8 年 1 月 1 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作 成 者	宮田 裕幸

1 適用範囲

本仕様書は、令和8度自衛隊福岡地方協力本部大牟田地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部大牟田地域事務所の令和8度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

福岡県大牟田市宝坂町1－2－9

2.3 供給期間

自 令和8年 4 月 1 日 0 時 0 0 分

至 令和9年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量，以下同じ）とは，九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は，契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし，毎月末日の24：00時に検針を行うものとする。なお，これによりがたい場合は協議とする。

表 1—電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別		低圧電力	従量電灯 B
受電方式		1 回線受電	1 回線受電
標準周波数		6 0 H z	6 0 H z
予定契約電力		4 k W	4 0 A
供給電気方式		3 相 3 線式	単相 3 線式
供給電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
計量電圧		2 0 0 V	2 0 0 / 1 0 0 V
遠隔自動検針の有無		無	無
蓄熱式負荷設備の有無		無	無
予 定 使 用 電 力 量 (kWh)	4 月	2 7 4	2 2 5
	5 月	8 8	2 1 1
	6 月	1 0 1	2 3 5
	7 月	3 8 7	2 5 5
	8 月	7 0 8	2 6 4
	9 月	4 5 6	2 5 5
	1 0 月	3 6 1	2 5 5
	1 1 月	1 6 3	2 1 5
	1 2 月	9 1	2 0 7
	1 月	4 4 6	1 6 9
	2 月	6 8 8	1 7 0
	3 月	4 8 8	1 7 8
	合 計	4, 2 5 1	2, 6 0 9

- 1) 4～12 月は令和 7 年度実績量、
- 2) 1～3 月は令和 6 年度実績量

4 その他

- 4.1 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書 A**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和 4 年 2 月 25 日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。
- 4.2 毎月検針終了後，「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。
- 4.3 力率は，契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.4 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.5 発電設備は有していない。

4.6 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

4.7 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (規定) 条件等

A.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和6年度の未利用エネルギー活用状況、令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 A.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 A.1—条件

要 素	区 分	得点
令和6年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表 A.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 A. 2－各用語の定義

用 語	定 義
令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

表 A. 2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の未 利用エネルギー 活用状況	2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 2.1 工場等の廃熱又は排圧 2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） 2.3 高炉ガス又は副生ガス 2.4 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 2.5 令和 6 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
令和 6 年度の再 生エネルギーの 導入状況	1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの $\text{令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和 6 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） ② 令和 6 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。） ③ グリーンエネルギー CO₂ 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー CO₂ 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑥ 令和 6 年度の供給電力量（需要端(kWh)）

表 A.2－各用語の定義（続き）

令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況	2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 3 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和 6 年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

A.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 A.1 の条件を満たすことを示す適合証明書を添付すること。書類の一例は表 A.3 による。

表 A. 3－書類

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊福岡地方協力本部長

久 田 茂 将 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注 2) 2 の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

A.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 A.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 A.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 A.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

A.4 その他

- a) **表 A.1**及び**表 A.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和6年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。